平成２５年（フ）第３３２号
宮崎市大字本郷北方2902番地４
債務者　鈴木ルミ子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４０号
宮崎市希望ケ丘４―15―14、住民票上の住所宮崎市東宮２丁目233番地
債務者　大生　雅之（旧姓熊田原）
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４４号
宮崎市清武町加納甲1736番地１　セジュール瀬戸長203号
債務者　川野　真嗣
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４５号
宮崎市清武町加納甲1736番地１　セジュール瀬戸長203号
債務者　川野真奈美
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県奄美市名瀬古田町２番29号
債務者　多寶　龍一
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１１５号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3917番地633
債務者　壽美順太郎
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
福井県越前市上太田町第22号２番地の13
債務者　奥村左右吉
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
福井市文京５丁目22番３号　井戸荘、旧住所長野県茅野市宮川4916番地３
債務者　佐藤ネウソンこと　ＳＡＴＯ　ＮＥＬＳＯＮ
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
福井市福新町2010番地　福団地３号館60号
債務者　安井　紀行
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
福井県南条郡南越前町今庄第83号43番地
債務者　川﨑　正裕
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
福井県越前市沢町13番地　トゥインクルＴＯＭＳ　Ｃ101
債務者　佐藤ヒロミツこと　ＳＡＴＯ　ＲＯＧＥＲ　ＨＩＲＯＭＩＴＳＵ
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
福井市日光２丁目１番８号　日光レジデンス503
債務者　堀　　征一
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
福井県越前市中央１丁目７番18号　菊美荘
債務者　初貝　直美
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
福井県越前市四郎丸町第39号11番地の１
債務者　青木キミ子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
福井市グリーンハイツ２丁目107番地　県住７号館504室
債務者　木村　礼子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
福井県坂井市三国町新保第９号50番地
債務者　大島　朋子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
長野県安曇野市穂高柏原3270番地　県営柏原団地48―79
債務者　山田　早苗（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５９３５号
大阪市平野区瓜破東８丁目９番１―405号
債務者　中村志美子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部